

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 植物遺伝資源配付規程

(趣旨)

第1条 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「振興財団」という。）が保有する植物遺伝資源の配付については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、植物遺伝資源とは、振興財団が保存している種子、塊茎、苗木その他の植物体の全部又は一部をいう。

2 「広島お宝野菜」とは、前項の植物遺伝資源のうち、地域戦略作物として広島こだわり野菜創出・普及促進事業により選定・増殖した有望品種をいう。

(植物遺伝資源の配付)

第3条 振興財団は、その保有する植物遺伝資源を次の用に供する場合に配付を行う。

(1) 試験研究の用に供する配付

配付先は、国、広島県、県内市町、大学、県内民間企業等の試験研究機関とする。

(2) 地域戦略作物の用に供する配付

① 広島お宝野菜の産地育成用

配付先は、産地化を図ることを目的とする県内の農業法人、生産者団体等に限る。

② 地域戦略作物の育成・開発用（適地性の実証・展示等）

配付先は、地域戦略作物を育成することを目的として活動する県内の生産組織、団体等とする。

2 植物遺伝資源は、別表に定める量を一単位として配付するものとする。

3 地域戦略作物の用に供することのできる植物遺伝資源の種類及び品種は別に定める。

(配付の申込み)

第4条 試験研究の用に供するために植物遺伝資源の配付を受けようとする者は、別記様式第1号による申込書を振興財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 地域戦略作物の用に供するために植物遺伝資源の配付を受けようとする者は、別記様式第2号による申込書を理事長に提出しなければならない。

(配付の条件)

第5条 試験研究の用に供する配付及び地域戦略作物の育成・開発用に植物遺伝資源の配付を受けた者は、研究、育成・開発終了までに配付を受けた植物遺伝資源と同量以上の量を振興財団に返却しなければならない。返却が困難な場合には、事前に理事長に申し出なければならない。

2 地域戦略作物の用に供する配付のうち、広島お宝野菜産地育成用に配付を受けた場合は返却する必要はない。

3 植物遺伝資源の配付を受けた者は、当該植物遺伝資源を自己の行う試験研究あるいは地域戦略作物の用に供するものとし、第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。

(配付の制限等)

第6条 理事長は、第4条の規定による申込書の提出があった場合において、当該申込みに係る植物遺伝資源の不足その他の相当な理由があるときは、植物遺伝資源の配付を拒み又はその数を制限することができる。

(結果等の報告)

第7条 試験研究の用に供するために植物遺伝資源の配付を受けた者は、当該植物遺伝資源に係る試験成績書には供試材料の入手先として振興財団の名称を記載するとともに、試験研究が終了した時は遅滞なく、別記様式第3号による報告書を理事長に提出しなければならない。

2 地域戦略作物の用に供するために植物遺伝資源の配付を受けた者は、広島お宝野菜の栽培用にあつては栽培開始2年後に産地育成状況を別記様式4号により、また、地域戦略作物の育成・開発の用にあつては育成・開発の終了次第遅滞なく別記様式第5号による報告書を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 理事長は植物遺伝資源の配付を受けた者に対し、当該植物遺伝資源に係る試験研究又は広島お宝野菜産地の育成状況、地域戦略作物の育成・開発の実施状況について立入調査をし、また、報告を求めることができる。

2 県立総合技術研究所農業技術センターへの植物遺伝資源の配付については、別途協議し定める。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

試験研究用植物遺伝資源配付申込書

年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 殿

住 所
氏 名

印

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団植物遺伝資源配付規程第4条の1の規定により、
次の

とおり試験研究用植物遺伝資源の配付を申込みます。

1. 配付を受けようとする試験研究用植物遺伝資源の種類及び品種名
2. 配付を受けようとする試験研究用植物遺伝資源を用いて行おうとする試験研究の概要
 - (1) 目的
 - (2) 内容
 - (3) 実施期間
 - (4) 実施場所

備考 植物遺伝資源の種類が多い場合、別紙を添付

地域戦略作物用植物遺伝資源配付申込書
(広島お宝野菜の産地育成用、地域戦略作物の育成・開発用)

年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 殿

法人、生産組織・団体等名称

住 所

代表者

印

押印

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団植物遺伝資源配付規程第4条の2の規定により、次のと

おり地域戦略作物用植物遺伝資源の配付を申し込みます。

1 配付申込遺伝資源の種類

作物名	品 種 名	希望の数量・栽培面積 (希望数値と該当へ○印)
		数量 g、粒 面積 a
		数量 g、粒 面積 a
		数量 g、粒 面積 a
		数量 g、粒 面積 a
		数量 g、粒 面積 a
		数量 g、粒 面積 a

※ 配付希望量は、広島お宝野菜産地育成用は栽培面積 (a)、地域戦略作物育成・開発用はグラム数・粒数で記入

2 栽培地

3 利用目的 (具体的に)

4 広島お宝野菜は、販売先 (販売先、加工用途等の予定を記入して下さい)

【配付条件】

配付を受けた植物遺伝資源は他へ譲渡及び売却しないこと。また、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団の許可なく生産物を植物遺伝資源として他へ譲渡及び売却をしないこと。

試験研究用植物遺伝資源試験研究結果報告書

年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 殿

住 所
氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けをもって配付を受けた試験研究用植物遺伝資源に係る試験研究が終了したので、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 植物遺伝資源配付規程第7条の1の規定により、次のとおり提出します。

- 1 配付を受けた試験研究用植物遺伝資源の種類及び品種名
- 2 試験研究の目的及び内容
- 3 試験研究の実施期間
- 4 試験研究の成果の要約

地域戦略作物用植物遺伝資源利用報告書
（広島お宝野菜の産地育成状況）

年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 殿

法人、生産組織・団体等名称

住 所 _____

代表者 _____ ㊟

年 月 日付けをもって配付を受けた、植物遺伝資源に係る広島お宝野菜の産地育成状況を、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 植物遺伝資源配付規程第7条の2の規定により報告します。

1 栽培状況

別紙 栽培・販売状況報告のとおり

2 評価と課題（栽培及び販売上評価する点や課題・問題点を記入して下さい。）

（栽培開始後2年以内に報告して下さい）

別紙 栽培・販売状況報告（別記様式第4号関係）

（品種ごとに作成して下さい）

品 種 名 _____

（第1作）栽培期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ （収穫開始） _____ 年 _____ 月 _____ 日
播 種 量 _____ g 栽培面積 _____ a 収 穫 量 _____ kg

販売先	販売量(kg)	販売金額(円)

※販売先には自家消費（商品開発に要したものなども）も記入してください。

（第2作）栽培期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ （収穫開始） _____ 年 _____ 月 _____ 日
播 種 量 _____ g 栽培面積 _____ a 収 穫 量 _____ kg

販売先	販売量(kg)	販売金額(円)

※販売先には自家消費（商品開発に要したものなども）も記入してください

（3作以上栽培されたら、この様式で、追加して下さい）

地域戦略作物用植物遺伝資源利用報告書
（地域戦略作物の育成・開発結果）

年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 殿

法人、生産組織・団体等名称

住 所 _____

代表者 _____ ㊟

年 月 日付けをもって配付を受けた植物遺伝資源に係る地域戦略作物の育成・開発（適地性の実証・展示等）が終了したので、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団植物遺伝資源配付規程第7条の2の規定により、次のとおり提出します。

- 1 配付を受けた地域戦略作物用植物遺伝資源の種類及び品種名
- 2 地域戦略作物育成・開発の実施期間
- 3 地域戦略作物育成・開発成果

別表（第3条の2関係）

1 広島お宝野菜産地育成用に供する量の単位

分類名	配付量	栽培一次目標面積
豆 類	1 a 単位分	1 0 a
土地利用型葉菜類	1 a 単位分	1 0 a
施設型葉菜類野菜	0.5 a 単位分	5 a
土地利用型果菜類	1 a 単位分	1 0 a
施設型果菜類	0.5 a 単位分	5 a
根 菜 類	1 a 単位分	7 a

※ なお、昨年度確保した種子の量によって、希望のとおり配付できないことがありますので、ご了解ください。

（参考）

豆 類；大豆，えだまめ など
 土地利用型葉菜類；はくさい，キャベツ，広島菜など
 施設型葉菜類野菜；葉ねぎ，こまつな，ほうれんそう など
 土地利用型果菜類；すいか，かぼちゃ など
 施設型果菜類；なす，きゅうり など
 根 菜 類；だいこん，にんじん など

2 地域戦略作物の育成・開発用に供する量の単位

種 類	配付単位量
キャベツ、しゅんぎく、たまねぎ、にんじん、ねぎ、パニカム類、ほうれんそう、レタス	1 g
きゅうり、ごぼう、トマト、だいこん、	2 g
そば	5 g
えんどう、かぼちゃ、すいか	3 0 粒
あずき、大豆、スイートコーン	5 0 粒

備考 この表に掲げられていない種類の植物遺伝資源の配付単位量は、その属する科、属又は種に類似の種類の植物遺伝資源の配付に準ずるものとする。